

練馬区福祉有償運送特区

都道府県名：

東京都

申請主体名：

練馬区

区域の範囲：

東京都練馬区の全域

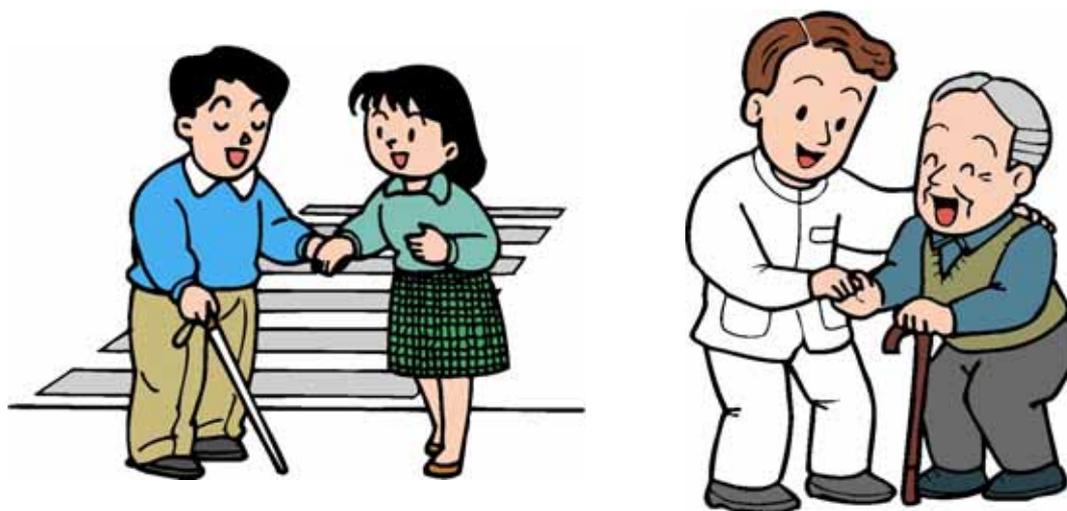


特区の概要：

練馬区では、16年12月に道路運送法第80条第1項による許可に必要な福祉有償運送に係る運営協議会を設置し、NPO等によるボランティア輸送を実施する予定である。区内には人工透析患者等を対象にセダン型車両によりボランティア輸送を希望している団体が複数あり、区としてもその必要性を感じていることから、NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大し、移動困難者の外出支援を図る。

適用される規制
の特例措置：

・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用



人工透析患者さん、視覚障害者の方、歩行困難な高齢者の方などの送迎に一般車両（セダン車）が使えるように、練馬区福祉有償運送特区を申請します